

社会福祉法人無何有の郷 定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人無何有の郷（以下「法人」という。）定款細則（以下「細則」という。）は、法人定款（以下「定款」という。）第45条の規定により、法人の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規程)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会規程において定める。

第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎会計年度開始前に開催しなければならない。

(召集の手続)

第5条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して評議員会の召集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の召集の請求をした評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく召集の手続が行なわれない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(召集の通知)

- 第6条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知しなければならない。
- 2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(召集手続の省略)

- 第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、召集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。
- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

- 第8条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(評議員提案権)

- 第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的をすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日々の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を召集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。
- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。
- 3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の過半数の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

- 第10条 定款第10条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表1の1記載のとおりとする。
- 2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することはできない。

(決議の省略)

- 第11条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

- 第12条 理事は、法令及び定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

- 第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明するため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を法人に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
 - (イ) 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明をすることにより法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第14条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 特別の利害関係を有する評議員の氏名
- (4) 社会福祉法施行規則第2条の15第3項第4号に規定する監事の意見等
- (5) 出席した評議員、理事又は監事の氏名
- (6) 議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

3 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から10年間、従たる事務所は評議員会の日から5年間、備え置かなければならない。

第4章 理事会

（理事会の開催）

第15条 理事会は、通常理事会及びその他必要がある場合に開催する理事会から成る。

2 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に召集の請求があったとき。
- (3) 前各号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事が召集したとき。
- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に召集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

（招集者）

第16条 定款第25条第1項のとおり、理事会は理事長が招集する。ただし、次の事項の場合は除く。

- (1) 定款第25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が召集する場合。
- (2) 前項第2項第3号及び同条第2項第4号により理事が召集する場合。

- (3) 前条第2項第5号により監事が召集する場合。
- 2 定款第25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を召集する。
- 3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が、前条第2項第5号による場合は、監事が召集する。
- 4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を召集しなければならない。

(召集の手続)

第17条 理事会を召集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び幹事全員に通知しなければならない。ただし、第15条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事会の目的である事項

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、召集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第18条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠席した場合又は理事全員が改選直後の理事会の議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当る。

(理事会の決議事項)

第19条 定款第24条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表1の2に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第20条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。

(3) 法人が理事の債務の保証をすることその理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方・金額・時期・場所

(4) 取引が正当であることを示す参考資料

(5) その他必要事項

- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引の報告)

第21条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の必要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第22条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第23条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第24条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務執行状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第25条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第26条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第2号に定める方法で招集されたときは、その旨

(3) 議事の経過の要領及びその結果

(4) 特別の利害関係を有する理事の氏名

(5) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第5号に規定する意見又は発言の概要

(6) 出席した理事及び監事の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

3 議事録は、主たる事務所は理事会の日から10年間、従たる事務所は理事会の日から5年間、備え置かなければならない。

第5章 理事長等の執行権限

(理事長等の専決事項等)

第27条 定款第24条に定める理事長の専決事項及び定款第17条第2項に定める業務執行理事が執行する業務は、別表2及び別表3に記載のとおりとする。

第6章 監事

第28条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出すること請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第28条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第30条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。

第7章 その他

(秘密の保持)

第31条 法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第32条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行なう。

附 則

この細則は、平成29年12月13日から施行する。